

販売条件

1. 「売主」とは、SABICジャパン合同会社を意味します。売主より製品を購入することにより、買主は売主からの製品の購入について下記の条件が適用されることに同意したことになります。買主が売主に対して別の様式の契約書もしくは本合意の修正を送った場合においても本書の条件が売主と買主の合意の条件となります。
2. **販売条件** 買主が、インターネット、電話、書面、またはその他の送信方式により売主から購入するすべての製品は、下記の条件で販売されるものとします。
 - a. 買主が売主と既に完全に署名された売買契約を締結している場合でも、買主と売主が本書の条件と異なる当該売買契約の条件が適用されることを書面にて合意しない限りかかる条件は買主の購入には適用されません。
 - b. 買主が売主と完全に署名された売買契約を締結していない場合、本書の条件が売主と買主の間のすべての契約であり、日本の実体法に準拠します。国際物品売買に関する国連条約等は適用されません。
 - c. 売主が書面により明示的に同意した場合を除き、売主が販売したすべての製品は当該製品を買主が使用もしくは消費するためにのみ売主から供給されるものであり、かかる製品の再販売もしくはこれに類する譲渡は禁止されており、適用される売買契約の重大な違反を構成します。
3. **価格** 製品の価格は、売主と買主との間で都度合意されるものとします。製品の単価は、格別の定めがない限り、甲乙が別途合意する納入場所における引渡を条件（輸送料および保険料を含む。但し、諸税は別途。）とし、売主及び買主の間で別途合意がない場合には納入当該月の月末を請求締日として、かかる請求締日から30日以内または売主が買主に書面により通知したその他の期日のいずれか遅く到来する期日に支払が行われるものとします。また、買主が期日までに支払わなかった場合、買主は年10%の計算による遅延損害金と回収費用を売主に支払うことに合意します。
4. **引渡** 売主のお伝えする引渡日程はあくまでも予定です。売主は特定の日に引き渡すことを保証することはできません。売主が買主に製品を納入した時点ですべての所有権及び危険負担は買主に移転します。但し買主は、製品について動産売買の先取特権に基づく売主の差押をあらかじめ承諾するものとします。売主は再利用可能な包装については所有権を留保します。
5. **限定保証** 売主が買主に販売する製品はあらかじめ両当事者間の合意により定められた当該製品の納入仕様に従ったものです。買主は製品の引渡を受けた後、速やかにすべての製品の損傷、瑕疵または不足について点検を行うものとします。その際、損傷、瑕疵、または不足が発見された場合は、出荷時から6ヶ月以内もしくは製品が使用された直後のいずれか早い時点までにその事実を買主は売主に通知し、売主は、その選択により、製品を交換するか、もしくは購入代金を返還するかの何れかの対応を取るものとします。売主による保証においては、買主は上記以外の救済は受けられないものとします。売主が合意するまでは製品は返還しないで下さい。上記の買主の救済の制限が適用される法律により禁止されている場合には、売主に対して買主が請求することのできる金額の上限は、買主が売主に対して実際に支払った製品の購入金額の2倍とします。本項の限定保証は買主に対してのみ提

供されるものであり、売主の製品のその後の購入者もしくは譲受人にまでは提供されません。買主は当該保証を他の者に対して提供ないし譲渡する権限を与えられていません。本保証は、商品性、特定目的への適性の保証等、すべての書面、口頭、法定、明示または黙示のその他の保証に代わるものです。

- 6. 請求の制限** 売主が提供する製品の購入、所有もしくは使用、売主のウェブサイトの機能の利用、または売主が提供する技術的な助言から生じる損害については、上記の限定保証において合意されているものを除き、売主は責任を負いません。売主は、逸失利益、買主が購入した製品の代替物の費用、第三者による請求、または人もしくは財産に対する損害を含む、結果的、特別、付随的または懲罰的な損害について責任を負いません。
- 7. 技術的助言およびその他のサービス** 買主は売主から購入した製品を利用して買主が製造する製品の設計、加工、試験および表示について責任を負い、売主が提供する製品もしくはサービスの適合性について、売主のウェブサイトまたは売主の発言に依拠することはできません。買主は買主が意図する使用、変換もしくは加工に適合していることに関して独立した判断を行うに十分な程度に売主が販売する製品の試験および検査を行ったものであり、売主の技術的助言、発言、データ、サービス、もしくは推薦に基づき売主に対していかなる請求も行うことはできません。
- 8. 特許** 売主の製品の可能な物品、設計もしくは使用に関して売主が提案する内容は、かかる物品、設計もしくは使用に関する特許に基づくライセンスを買主に付与するものではなく、特許に違反する可能性のある当該製品、物品または設計の使用を薦めるものでもありません。更に、売主から買主が製品を購入する事により、黙示的であれその他であれ、特許、商標、著作権、営業秘密もしくはその他の知的所有権に基づく何らかの権利が付与されることはありません。売主は売主が製造した製品が、売主が買主に引渡した状態で他社の特許を侵害する場合には買主を防御し、必要な場合には購入価格を返還するか、これらの特許に基づくライセンスを買主のために取得するかにいたします。
- 9. 売主の支配を超える事由** 天災、もしくは不可抗力事由または原料の不足等、売主の支配を超える事由が発生し、売主が本契約を履行することが不可能、もしくは商業的に不合理となった場合には、売主は本契約の不履行についてその責任を負いません。
- 10. 環境上の規制の遵守** 売主は買主に資材安全データシート（「MSDS」）を提供し、買主は法律により受領することが義務づけられている者に対してMSDSを提供します。買主はMSDSにおいて特定された危険に対し適切な予防措置を講じ、適用される法令に従って製品を使用した結果生じるすべての廃棄物および残留物を適切に管理、処分します。買主は、適用ある処分またはリサイクルについての法令で要求されるところに従って、処理可能な包装物を処分するものとします。
- 11. 輸出制限の遵守** 買主は、売主から受領した製品、技術もしくはソフトウェアを、日米の輸出規制法令を含む適用法に従ってのみ輸出することを保証します。買主は、核兵器、化学兵器、もしくは生物兵器、または弾道ミサイルの設計、開発、製造もしくは使用に当該製品、技術もしくはソフトウェアを利用せず、またこれらに利用されることを知りながら他者を支援しないことを保証します。

12. 電子商取引 売主は、インターネット、電子メールまたはその他のコンピューターに基づく電子通信方式を利用して製品を販売しています。かかる方式によるすべての製品の販売には、適用される売買契約の条件ならびに売主のインターネットサイトまたは電子通信において記載または言及されている追加条件が適用されます。適用される売買契約の条件とかかる追加条件との間に齟齬のある場合は、適用される売買契約が優先します。買主は売主が発行するパスワード、アクセスコードもしくはその他の認証を共有することはできません。売主は当該認証を中止または取り消す権利を留保します。買主は注文過程のセキュリティと統合性を確保する責任を単独で負っています。インターネットサイトもしくは電子的通信経路で売主が提供する情報は(i)通知することなく修正もしくは変更される場合があり、(ii)売主の製品の購入および売却を含む個別取引を容易にするための目的において買主が使用するためのみに提供されるものです。買主は、個別の購入を行う目的以外にかかる情報に依拠しないことに合意し、当該情報をその他の目的のために売主に対して主張することはできないことに合意します。インターネット、電子メール、もしくはその他のコンピューターに基づく電子通信方式を利用した製品の購入に対して、売主が電子的な請求書を発行できることに買主は合意し、当該請求書を書面によるものと同様に尊重することに買主は合意します。

13. 不履行による解約等

a. 売主または買主は、相手方が本契約又は個別の製品の注文について成立する契約（以下「個別契約」という。）に違反したときは、書面をもって契約の履行を催告し、催告後30日を経過しても契約内容が履行されないときは、本契約及び個別契約の全部または一部を解除することができるものとします。但し、不履行を是正するために30日以上を必要とする場合であって、不履行当事者がかかる不履行を是正するための手続きを継続して行っているときは、不履行を是正するのに必要と合理的に認められる期間は、解除できないものとします。

b. 各当事者は、災害、労働争議その他当該当事者の合理的支配を超える理由により契約の履行が困難と認められたときは、相手方と協議のうえ、本契約及び個別契約の全部または一部を解除することができるものとします。

c. 前2項に掲げる事由のほか、一方当事者が次の各号の一の事由に該当する場合には、当該事由に該当していない相手方当事者は、当該事由に該当している当事者に対して、何ら通知催告なくして、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。。

1. 仮差押、仮処分、差押その他の強制執行もしくは執行保全処分又は競売の申請を受けたとき。
2. 破産、民事再生手続開始、会社整理開始又は会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算手続を開始したとき。
3. 租税公課を滞納して督促をうけたとき、又は保全差押を受けたとき。
4. 支払を停止したとき、自らが振り出し又は引き受けた手形・小切手が一度でも不渡りになり、または銀行取引停止処分となったとき。

5. 資産状態が悪化し又はそのおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。

6. 監督官庁より営業の停止・取消の処分を受けたとき。

7. 甲乙間で合意するその他の条件に違反したとき。

d. 買主について前項各号の一に該当する事由が生じた場合、買主は当然に売主に対する全ての債務の期限の利益を喪失し、売主は買主に対して、残債務全額を一時に請求できるものとします。

14. 医療のための使用 買主は、売主の製品が人体への恒久的な移植もしくは29日間を超える移植を伴う、医療用途のための使用を予定したものではないことを了解し、売主の製品を、かかる使用のため、または買主が知る限りにおいて、売主が以前に製品の販売を断った使用方法のために使用しないことに合意します。

15. 輸出規制遵守 買主は、売主から受領した製品等を、日米の輸出規制法令その他の適用法令に従ってのみ輸出するものとします。売主は、核兵器、化学兵器、もしくは生物兵器、または弾道ミサイルの設計、開発、製造もしくは使用に当該製品、技術もしくはソフトウェアを利用せず、またこれらに利用されることを知りながら第三者を支援しないことを保証します。

16. 契約期間等 本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とします。但し、期間満了日の3ヶ月前までに一方当事者から書面による変更又は解約の申し入れのない場合には、本契約は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とします。本契約締結前になされた買主による売主からの製品の購入は、別途合意のない限り本契約が適用されるものとします。また、本契約のいかなる条項も、売主に対して買主が一定量の製品の購入をすることおよび買主に対して売主が一定量の製品の販売をすることを約するものと解釈されないものとします。

以上

Rev. 15 June 2015